

令和2年8月21日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 中 島 茂



意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剰余金のうち中期計画に定める
使途に充てられる額について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条
例第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記
のとおりです。

記

令和2年8月11日付け看大第100号で法人から岐阜県知事に対して法第40条第3項
の承認に係る申請があった、剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、
承認することが適当である。